

岩倉市公共汚水ます等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、汚水を排除すべき公共下水道のます及び取付管（以下「公共汚水ます等」という。）の設置に関し必要な事項を定めることにより、排水設備の整備促進及び円滑な維持管理を図ることを目的とする。

(設置場所)

第2条 公共汚水ます等の設置場所は、宅地等の敷地内で公道等の境界より1メートル以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(設置個数)

第3条 公共汚水ます等の設置個数は、1宅地1個とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その個数を設置することができる。

(申請等)

第4条 公共下水道管布設時において、公共汚水ます等の設置を希望する者は公共汚水ます等設置申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。ただし、公共汚水ます等の設置を必要としない土地については、汚水を新たに排除することとなるときに申請するものとする。

2 他人の土地に公共汚水ます等を設置しなければ汚水を公共下水道管に流入させることが困難である者は、公共汚水ます等設置承諾書（様式第2）を前項の申請書に添付しなければならない。

(増設又は変更の要件)

第5条 公共汚水ます等は、次に掲げる場合のほか増設又は変更を認めないものとする。

- (1) 土地の利用形態の変更により、所有権移転又は借地権等を設定し、汚水を排出することが明らかで既設公共汚水ます等に接続することが不可能な場合。
- (2) 建築物等の増改築又は新築に伴い、汚水を既設公共汚水ます等に接続することが不可能な場合。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が増設又は変更をやむを得ないと認める場合。

(増設又は変更の申請)

第6条 公共汚水ます等を増設又は変更しようとする者は公共汚水ます等増設・変更申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(費用負担)

第7条 公共汚水ます等の設置、増設又は変更に必要な費用負担は、次のとおりとする。

(1) 第3条及び第5条第1号に該当する場合は、市負担とする。

(2) 第5条第2号に該当する場合は、個人負担とする。

(3) 第5条第3号に該当する場合は、その都度市長が定める。

(維持管理等)

第8条 宅地等の敷地内に設置される公共汚水ます等の所有権は市に帰属し、当該土地の使用期間はこれらの施設の存続期間とし、かつ、使用料は無償とする。

2 公共汚水ます等の維持管理は、市が行う。

3 公共汚水ます等の点検、取替、修繕等に支障となる施設、工作物等を設けてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。